

帯広市立翔陽中学校 いじめ防止基本方針（令和6年度）

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考えと方針

すべての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め、互いを支え合うことができる取組を進めるとともに、道や市町村と一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

（1）基本理念 「いじめは絶対に許されない・いじめは卑怯な方法である」

いじめ防止等の対策は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感をもちつつ、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行う。

<生徒>

いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。また、望ましい人間関係を自ら構築していく力や、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめ問題と向き合い、それを解決し、人間関係を修復・調整していく力を身に付け、自立し粘り強くたくましく生きていく力を育む。

<学校>

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者やその他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、関係者相互の連携の下、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

（2）いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応するものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（3）いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。（強制わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝、児童ポルノ提供等）

(4) いじめの要因

「いじめ」は児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、その芽はどの児童生徒にも生じうる。また、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こりうる。

また「いじめ」は、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてるなど「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。

(5) いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(6) いじめの防止等の対策のための組織

次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

[構成員]（生徒指導委員会を基本とする）

校長、教頭、主幹教諭、各学年・特別支援学級生徒指導担当、養護教諭

(必要に応じて心の教室相談員、スクールカウンセラー、当該学級担任等を加える)

[活動]

- ①いじめの防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること

[開催]

- ①月2回程度の生徒指導委員会を定例会とする。
 - ・現状や指導についての情報交換や研修及び共通行動について話し合う
 - ・結果については全職員に文書で周知し、必要に応じて朝の打ち合わせ等で報告する。
- ②いじめ事案発生時は緊急開催する。

(7) 問題発生時の指導

「いじめ」を認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合には、その保護者と情報を共有するとともに、自らの行動を振り返らせ、粘り強く教育的指導を行う。

2 いじめ防止の日常的な取組

生徒と生徒、生徒と教職員、生徒と保護者等、人間的ふれあいを基本としながら以下に取り組む。

(1) 学級における取組

- ①自己有用感・所属感が得られる学級づくり（居場所づくり）
- ②仲間のよさを知る活動や、他者とのかかわり方を学ぶ体験的活動や指導（絆づくり）
- ③規範意識や自他の生命を尊重する心の育成（いじめを生まない環境づくり）

(2) いじめの把握・早期発見

- ①いじめアンケートの実施（道教委2回、帯広市1回）の活用
- ②教育相談（年2回）の活用
- ③朝、給食、帰りの会などの日常観察
- ④「校内お悩みポスト」の開設
- ⑤朝の健康観察における心身の状態の把握
- ⑥生徒指導委員会の開催、生徒の情報共有
- ⑦「アセス」の活用



(3) 教育課程に位置付けた指導

- ①授業における学習条規の定着
- ②授業づくりの工夫と改善（主体的に参加し、活躍できる授業づくり）
- ③道徳の時間や学級活動における指導
- ④学校行事等の取組における人間関係の指導

(4) 生徒会の取組

- ①帯広市「いじめ・非行防止サミット」への積極的な参加
- ②生徒会の企画による「いじめ撲滅」「あいさつ運動」等の取組

(5) 相談体制の充実と連携

心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールカウンセラー等の相談窓口の周知をはじめとし、相談体制の充実に努める。

(6) 教職員の意識

- ①「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」の意識を高くもち、生徒一人一人が活躍できる学級・授業・行事指導に努める。
- ②日常的な「つく指導」「寄り添う指導」と、わずかな兆候を見逃さない観察の徹底
- ③けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情等についての確に把握し、いじめとの関連を常に考慮して、看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめとして認知する。
- ④発達障害を含む生徒や配慮が必要な生徒に対し、ニーズに合わせた適切な支援を行う。

(7) 学校評価

「いじめ防止」等に関する項目を設定し、定期的な意識向上と取組の見直しを図る。

(8) 校内研修等の開催

「生徒指導交流会」等の機会を中心に、「いじめ」にかかわる研修を行う。

(9) 保護者、地域との連携

- ①懇談会、学校便り、学級便り等による啓発（信頼関係づくり）
- ②インターネット等の情報モラル教育の推進と啓発

3 いじめ発生時における取組

- (1) いじめの事実があると思われる場合は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。
- (2) いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかにいじめの有無を確認する。
- (3) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応する。その際、生徒の立場に立って問題の解決を図る。
- (4) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況を把握し、学校の取組に関して記録化する。
- (5) いじめを受けた生徒に対しては、その立場に寄り添い、きめ細やかな教育的配慮を行う。
- (6) いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取組状況について、適切に情報提供を行う。
- (7) いじめを行った生徒に対しては、複数の教師による意図的な指導を行うとともに、学級や学年全体への指導を行う。
- (8) いじめを行った生徒の保護者に対しては、学校の指導についての理解を得るとともに、家庭における指導への助言を行う。
- (9) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関（警察等）と組織的に対応する体制をとる。

4 いじめ防止基本方針のPDCAサイクル

- | | |
|-----|---------------------------------------------------|
| 4月 | ・本年度の「いじめ防止基本方針」の周知
・生徒指導委員会（3月まで通年開催） |
| 5月 | ・体育祭の取組 |
| 6月 | ・第1回いじめアンケート調査、教育相談
・アセスの実施
・生徒指導交流会による情報交流 |
| 7月 | ・改善点の確認
・第1回学校運営協議会 |
| 8月 | ・第1回学校評価（満足度）アンケート |
| 9月 | ・文化祭の取組 |
| 10月 | ・第2回いじめアンケート調査、教育相談 |
| 11月 | ・改善点の確認 |
| 12月 | ・いじめ撲滅集会
・生徒指導交流会による情報交流 |
| 1月 | ・第2回学校評価（満足度）アンケート |
| 2月 | ・第3回いじめアンケート調査
・第2回学校運営協議会 |
| 3月 | ・改善点の確認、活動の評価と次年度の計画 |

